

役員・評議員等報酬額と出張の費用の弁償額及び支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人道形保育会の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(報酬)

- 第2条 社会福祉法人道形保育会理事及び監事(以下「役員」という。)には年報酬として別表第1に基づき毎年度予算の定めるところによりこれを支給する。
- 2 社会福祉法人道形保育会評議員及び評議員選任・解任委員(以下「評議員等」という。)には報酬として別表第2に基づき支給する。

(報酬の支給方法)

- 第3条 第2条第1項の規定による報酬の支給については毎年度3月に支給する。ただし年度中、1回も出席しない者及び施設長及び施設の職員を兼務する役員にはこれを支給しない。
- 2 第2条第2項の規定による報酬の支給については、評議員選任・解任委員会又は評議員会当日に支給する。ただし、施設の職員を兼務する評議員等にはこれを支給しない。

(出張の費用弁償)

- 第4条 役員及び評議員等が職務のため出張するときは、出張に要する費用弁償として別表第3によりこれを支給する。

(鉄道賃、車賃の支給方法)

- 第5条 鉄道賃、車賃は順路によりその道程を通算してこれを支給する。
- 2 鉄道賃は急行を利用しなければならない場合はその料金を加算する。

附 則

この規程は、昭和62年3月30日より施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならぬ評議員選任・解任委員会は、この規程により行う。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表 第1 (報酬)

職名	支給額(※1)	概要
理事長	28,000円	年度の途中において就任または退任したときは在任の月数により報酬額を按分して支給する。
理事	12,000円	
監事	12,000円	

別表 第2 (報酬)

職名	支給額(※1)	概要
評議員	2,000円	1回出席当たりの支給額。
評議員選任・ 解任委員	2,000円	

※1 支給額は源泉所得税控除後の額とする。

別表 第3 (出張の費用弁償)

種別	鉄道費	車賃1kmにつき	日当	宿泊料
費用弁償	普通車輌料金	実費	5,000円	実費